

ディサービスセンター  
安濃聖母の家

重要事項説明書

社会福祉法人 聖フランシスコ会

## 目 次

- 1 事業者
- 2 事業者の概要
- 3 職員の配置状況
- 4 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 事故発生時の対応について
- 6 苦情の受付について

### 1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 聖フランシスコ会
所 在 地	津市安濃町妙法寺 892 番地
代 表 者 氏 名	理事長 秋元 真樹
電 話 番 号	TEL : 059-268-2000 FAX : 059-268-2765
設 立 年 月 日	昭和 56 年 9 月 17 日

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所の種類

指定 通所介護事業所

平成 24 年 4 月 1 日 三重県指定 2470503950

指定 第一号通所事業所（介護予防通所型サービス）

平成 30 年 4 月 1 日 津市指定 24A0500694

※当事業所は特別養護老人ホーム安濃聖母の家に併設されています。

#### (2) 事業所の目的

指定通所介護及び第一号通所事業は、介護保険法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、利用者に通所介護サービス及び介護予防通所型サービスを提供します。

この事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるため、日常の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

#### (3) 事業所の名称

デイサービスセンター安濃聖母の家

#### (4) 事業所の所在地

三重県津市安濃町今徳 81 番 2

#### (5) 電話番号

TEL : 059-267-0280 FAX : 059-268-2801

#### (6) 施設長（管理者）

佐々木 隆之

#### (7) 当事業所の運営方針

利用者が自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、リハビリ等生活全般にわたる援助を行うとともに、閉じこもりがちにならないよう、できるだけ交流の場の提供を行います。

#### (8) 開設年月日

平成 24 年 4 月 1 日

#### (9) 通所の事業の実施地域

津市内

#### (10) 営業日及び営業時間

営業日 土日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く日

開所時間 8 : 30～17 : 30

サービス提供時間 9 : 30～16 : 30

#### (11) 利用定員

20 人/日

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して通所介護サービス及び介護予防通所型サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(主な職員の配置状況)

職種	専任	兼務
管理者	1名	
生活相談員	2名	1名
機能訓練指導員	1名	1名
看護職員		2名
介護職員	2名	1名

(主な職種の常勤体制)

職種	勤務体制	
管理者	日勤	8：30～17：30
生活相談員	日勤	8：30～17：30
機能訓練指導員	日勤	8：30～17：30
看護職員	日勤	8：30～17：30
介護職員	日勤	8：30～17：30

#### 4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
  - (2) 利用料金が第一号事業から支給される場合
  - (3) 利用料金の金額を契約者に負担いただく場合
- (1) 介護保険の給付及び第一号事業の支給対象となるサービス（契約書第4条）
- 以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険及び第一号事業から給付されます。（一部対象者については8割又は7割の給付となる）
- <サービスの概要>
- ①食事（ただし、食材料費は別途いただきます）
    - ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
    - ・利用者の自立支援のため、離床に食事をとっていただくことを原則としています。
    - ・昼食時間 12時00分～13時00分
  - ②入浴
    - ・利用者の身体の状況に合わせて、一般浴または機械浴をご利用いただけます。
  - ③排泄
    - ・利用者の排泄の介助を行います。
  - ④機能訓練
    - ・機能訓練指導員により、利用者的心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに

必要な身体機能の維持・回復、又は減退を防止するための訓練を実施します。

(サービス利用料金（1回あたり）) (契約書第7条参照)

別添の料金表参照。

(2) 介護保険の給付及び第一号事業の支給対象とならないサービス (契約書第5条、第7条参照)

以下のサービスは利用料金の金額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事代

・利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：昼食 600円（おやつ代含む）

③教養娯楽費

・利用者の希望により、レクレーションやクラブ活動に参加していただくことがあります。

利用料金： 材料代金等の実費をいただきます。

④複写物の交付

・利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

・日常生活品（医療処置用品、紙おむつ、歯磨き用品等）は利用者持参にてご利用頂きます。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容等2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了時にご利用期間分の合計金額を1カ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

① 現金での支払い

・請求書発行後の次回利用日にお支払い下さい。

② 金融機関口座からの自動引き落とし

・翌月27日に引き落としさせて頂きます。手数料は施設負担です。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第8条参照)

①利用予定期間の前に、契約者又は利用者の都合により、通所介護サービス及び介護予防通所型サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。

②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者または契約者に提示して協議します。

③利用者がサービスを利用されている期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 5. 事故発生時の対応について

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、速やかに市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 6. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受付します。

・苦情受付窓口

担当 生活相談員 上岡博志

受付時間 8:30～17:30

・苦情解決責任者

担当 施設長 佐々木 隆之

受付時間 8:30～17:30

・電話等による受付

TEL：059（267）0280

FAX：059（268）2801

### （2）行政機関、その他苦情受付期間

国民健康保険団体 連合会	所在地：津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内 電話番号：059（222）4165
三重県福祉サービス運営適正委員会	所在地：津市桜橋2丁目131番地 三重県社会福祉協議会内 電話番号：059（224）8111
津市健康福祉部 介護保険課	所在地：津市西丸之内23番1号 電話番号：059（229）3149

通所介護サービス及び介護予防通所型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

(説明者) デイサービスセンター安濃聖母の家

職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、通所介護サービス及び介護予防通所型サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

(契約者)

住所

氏名

印

(利用者)

氏名

印